介護サービス事業所・施設の指定（指定更新）申請について

広　島　市

1　事業の開設にあたって

○　介護保険法に基づくサービスを提供する場合は、法令等の規定に従い、介護保険事業者として指定を受けた上で、適切に事業を運営する必要があります。事業の開設にあたっては、関係法令・通知等の内容を十分に理解した上で、全体の事業計画を検討してください。

○　人員、設備及び運営に関する基準は、国の省令、通知等で定められており、厚生労働省のホームページ等で閲覧が可能です。

2　事前相談について

○　指定申請や更新申請に必要な書類はサービスごとに異なります。申請・事前相談は各担当者が対応しますので、あらかじめ電話でご連絡ください。

○　特に建物の建築又は改修等の工事を伴う場合は、施設の設計図面等により、本市に事前相談を行い、設備基準に合致しているか確認してから着工してください。

受付（相談）時間　→　午前 9:00～12:00　午後 1:00～5:00

広島市介護保険課　事業者指定係（広島市役所３階）　TEL 082-504-2721

○　開設するサービス、種類、規模によって、都市計画法、建築基準法、消防法などの届出等が必要になる場合があります。事前に関係部署に相談してください。

【確認が必要な他法（代表的な例）】

建築基準法関係	新築等の場合	自己所有、賃貸を問わず建築基準法に基づく建築確認及び検査済証の交付を受けたものであること
	改築等の場合	建築基準法の手続き（用途変更等）を確認し、手続きが必要な場合、完了したものであること
消防法関係	・新築・改修等される建物について、消防署と消防施設・避難設備等について、協議調整したものであること ・消防用設備等検査済証の交付を受けたものであること ・防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書が受理されていること	
その他	・食品衛生法に基づく営業許可証の交付を受けている又は届出書が受理されていること ・土地や建物の登記を行っていること ・法人の定款が変更されていること	

3　指定日等について

○　事業所・施設の指定は、月１回、毎月１日付けの指定となります。

4　指定申請について

○　申請書の提出期限は、指定を受ける月の前々月末（当該日が土、日又は休日のときは直前の開庁日）です。

○　人員、設備基準等について、申請書類の提出時点で、厚生労働省令で定める人員基準・設備基準等を満たすことが確実と見込まれる状態である必要があります。

○　申請書に不備等があった場合や提出期限までに補正が完了していない場合は、受付けできませんので、日程に余裕をもって早めにご提出ください。

○　申請･届出に必要な書類等は本市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。また、定款の変更や法人登記などの手続きのほか、資格証などの書類が必要となりますので、「提出書類チェックリスト」を確認の上、事前にご準備ください。

広島市ホームページ

「広島市ホーム＞くらし・手続き＞福祉・介護＞高齢者福祉＞介護保険＞事業者（介護保険）＞様式集（事業者　介護保険）＞様式集（事業者　介護保険）一覧（ページ番号：1011326)」

○　訪問看護事業所又は訪問介護事業所のサテライト事業所を開設する場合の手続き等については、本市ホームページをご覧ください。

広島市ホームページ

「広島市ホーム＞くらし・手続き＞福祉・介護＞高齢者福祉＞介護保険＞事業者（介護保険）＞様式集（事業者　介護保険）＞指定訪問看護事業所及び指定訪問介護事業所におけるサテライト事業所の設置（ページ番号：1011572)」

5　更新申請について

○　指定の効力には有効期間（６年）が設けられています。有効期間が満了するまでに更新の申請を行う必要があります。

○　更新の申請が必要な事業所・施設については、有効期間満了の３か月前を目途に更新手続きについての案内を行います。

6　審査手数料について

○　次の申請については、審査手数料が必要となります。

・指定申請・・・新たに介護サービス事業所の指定等を受けようとするとき

・変更申請・・・既に行っている介護サービス事業所の事業等の内容を変更（※）しようとするとき

（※指定特定施設入居者生活介護等の定員を増やす場合、介護老人保健施設及び介護医療院の構造設備の変更の場合）

・更新申請・・・介護サービス事業所等の指定有効期間を更新しようとするとき

○　審査手数料の金額

・審査手数料の金額は、介護保険サービスの種類や審査を受けようとする内容により異なります。

・それぞれの審査手数料の金額は、次のとおりです。

介護保険サービスの種類	申請の区分と審査手数料額		
	指定（許可）申請	変更申請	更新申請
指定居宅サービス（特定施設を除く）	２０，０００円		１０，０００円
指定介護予防サービス	１０，０００円		１０，０００円
指定特定施設入居者生活介護	２０，０００円	１０，０００円	１０，０００円
指定居宅介護支援	２０，０００円		１０，０００円
指定介護老人福祉施設	３０，０００円		１５，０００円
介護老人保健施設	６３，０００円	３３，０００円	３３，０００円
介護医療院	６３，０００円	３３，０００円	３３，０００円
指定地域密着型サービス	２０，０００円		１０，０００円
指定地域密着型介護予防サービス	１０，０００円		１０，０００円
指定介護予防支援	２０，０００円		１０，０００円
介護予防・日常生活支援総合事業	１０．０００円		１０，０００円

※この手数料は審査に対する手数料です。申請の内容によっては指定や更新を行わないことがあります。この場合、既納の手数料は返還しません。

○　審査手数料の納付方法等

・本市で作成する納付書で納めていただくことになります。納付書は事前協議が整い、申請書を受理する段階でお渡ししますので、金融機関で納付の上、納入通知書兼領収証書の写しをご提出ください。

（広島市役所１階に広島銀行広島市役所支店があります。営業時間は午前９時から午後３時まで（午前１１時台は昼休憩）です。）

7　指定後の留意点

○　次のような場合は変更届や体制届等の提出が必要となります。

項目	内　　容	届出期日等	
変更届	管理者、サービス提供責任者、介護支援専門員等、変更届出事項に変更があった場合	変更後１０日以内	
体制に関する届	・介護給付費に係る体制に変更（減算となる場合も含む）があった場合 ・加算に係る要件を満たさなくなった場合も速やかに加算を廃止する旨届け出てください。	加算※	居宅系 ・毎月１５日までは翌月から算定 ・毎月１６日以降は翌々月から算定 施設居住系（ショートステイ・特定施設含む） ・届出日の翌月から算定
		減算※	速やかに提出（事実の発生日が適用年月日）
廃止届 辞退届 休止届	廃止・辞退や休止の場合	１月前まで	

※加算等が算定されなくなる状況や、人員基準の欠如等により減算となる状況が生じた場合は、速やかに届け出る必要があります。

○　事業所のメールアドレスの登録を推奨しています。事務の負担軽減や迅速化を図ることができますので手続きをお願いします。登録方法等の詳細については、本市ホームページをご覧ください。

広島市ホームページ

「広島市ホーム＞くらし・手続き＞福祉・介護＞高齢者福祉＞介護保険＞事業者（介護保険）＞運営上必要な届出・報告等（事業者　介護保険）＞介護事業所向けメールアドレスの登録（ページ番号：1011566)」

◎　指定基準にある用語の定義

1　「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。

（例）

○　同一の事業者によって指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば常勤要件を満たす。

○　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の業務に週１６時間、指定通所介護事業所の介護職員の業務に週２４時間従事している場合は、各々の業務を同時並行的に行うことができないため、双方の事業所において非常勤となり、雇用契約上の常勤者であっても人員基準上の常勤者にはあたらない。

2　「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は、週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法

常勤換算

→ $\dfrac{\text{当該事業所の従業者の勤務延時間数}}{\text{当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本）}}$

３　「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間

（待機の時間を含む）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

４　「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。

◎　次のような場合、法令・基準違反等にあたります。

１　従業者等の人員基準を満たしていないにもかかわらず、名義借り等によって厚生労働省令等で定める基準の資格を持った者と雇用契約等を行ったようにし、基準上の員数を満たしたとして申請や事業を行った場合など。（なお、このような場合、名義を貸した者も処分されることがあります。）

（例）

○　雇用する予定のない介護支援専門員や看護師等を雇用するようにして申請し、申請後、別の者を雇用するなど、申請とは異なる従業者により指定を受けたり、雇用しないまま事業を行った場合

○　常勤・専従で配置すべき管理者が配置されていない場合

２　施設や設備について、申請用途（事務所や事業所）として使用しないものを、使用するとして申請を行った場合など

（例）

○　実際は、申請場所が住宅として利用されており、申請用途（事務所や事業所）としての利用が不適当であったり、申請とは別の場所で事業を行っている場合

３　申請者（「法人の役員等や事業所の管理者」を含む）が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であったり、過去５年以内に居宅サービス等に関し不正な行為をした者であるときなど、介護保険法に定める指定申請や更新申請の欠格事由に該当するにもかかわらず該当しないとして誓約し申請した場合

４　このほか、介護保険法の規定に基づく指定の取消し等の事由に該当する場合などは、指定が取り消しとなる場合があります。

※（例）については一例として記載しているもので、これら以外にも基準違反となる場合があります。

※申請後、申請事項と相違等が生じた場合は、速やかにご相談ください。

◎　指定申請Ｑ＆Ａ

Ｑ１　居宅サービスと介護予防サービスの指定申請を同時に行う場合、申請書類は別々に作成する必要がありますか。また、居宅サービスと総合事業の場合はどうですか。

Ａ１　居宅サービスと介護予防サービスの指定申請の場合の申請書類は、一式で構いません。申請書には、申請を行うサービスに開始予定年月日を記載することにしていますので、居宅サービスと介護予防サービスの両方に記載してください。地域密着型サービスも同様です。

　また、居宅サービスと総合事業の指定申請の場合の申請書類は、異なるサービス種別ですので、それぞれで一式ずつ必要です。

Ｑ２　事業所を新築するため、申請書を提出する時点では、検査済証が発行されていないのですが、申請できますか。

Ａ２　申請期限までに提出できないやむをえない事情があると本市が認める場合は、受付が可能な場合もあります。詳しくは個別にご相談ください。

Ｑ３　従業員は、申請書を提出する時点で全て雇用し業務に従事している必要がありますか。

Ａ３　必ずしも雇用を開始している必要はありませんが、指定予定日には全ての従業員が従事していなければなりません。申請後、現地確認を行う際には従業員の雇用契約手続きが完了している旨を確認しますので、必要な手続きを進めていただくようお願いします。

Ｑ４　申請書提出後、従事予定者が不慮の事故等により、勤務することができなくなった場合どうすればよいですか。

Ａ４　速やかに本市に相談してください。意図的に相談等なく指定を受けた場合は、虚偽の申請として取消処分の対象となる場合があります。

Ｑ５　申請書が受理された場合は、間違いなく指定となるのですか。

Ａ５　申請書の受理は、書類上の不備など形式的な要件を確認したにすぎません。

　受理後、正式な審査を行い、内容の確認や補正等をお願いすることがあります。審査の結果、基準を満たしていないことが確認された場合は指定しないことがあります。

Ｑ６　損害賠償保険には加入する必要がありますか。

Ａ６　基準上、事業者は賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償能力を有することが望ましいこと、とされています。

◎　指定更新Ｑ＆Ａ

Ｑ１　更新の申請は、有効期間の満了日までに行う必要がありますか。

Ａ１　有効期間の満了日までに指定の更新が行われないと指定の効力が失われます。

　更新の期限は本市においても把握しており、更新期限までに手続きが行えるよう有効期間満了の３か月前を目途に更新手続きについての案内を行います。

Ｑ２　更新申請時に、人員基準を満たしていない場合はどうなりますか。

Ａ２　人員基準や設備要件を満たしていない場合は、更新を受けることはできません。

　地域密着型サービスで必要とされる研修を修了していない場合も同様です。

　また、指導に従わず、基準違反の状態で継続して事業を運営している場合には、処分の対象となることがあります。

Ｑ３　現在休止中ですが、更新を受けることができますか。

Ａ３　休止中の場合には更新を受けることができません。

　更新期限までに再開した上で更新の手続きを行うか、もしくは廃止の手続きを行ってください。